

## 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則

平成26年11月27日

岡大規則第17号

改正 平成29年3月28日規則第7号

改正 平成31年1月29日規則第1号

改正 令和元年11月26日規則第29号

改正 令和2年12月1日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第32条の2の規定に基づき、国立大学法人岡山大学に所属する職員のうち年俸制の適用を受ける者（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制適用職員として対象となるのは、職員就業規則第2条第1項第1号ロに定める教育職員のうち教授、准教授、講師及び助教とする。

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、年俸及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 年俸は、基本年俸及び業績年俸とする。
- 二 諸手当は、職員就業規則第28条の2に定める俸給の調整額及び諸手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）とする。

(年俸)

第4条 年俸の支給に係る契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 基本年俸は、別表による基本年俸額とし、その額の1/2分の1の額を月額俸給（以下「俸給」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の契約期間において在職しない期間がある場合、基本年俸はその在職期間に応じて算定した額とし、俸給は在職期間に応じて算定した基本年俸額を在職する期間の月数で除して得られた額とする。

4 業績年俸は、別表による業績年俸額に別に定める業績年俸調整額を加算した額とし、その額を基礎として、勤務状況及び勤務成績に応じて査定し得られた額とする。

5 職員就業規則第28条に定める月給制による給与の額の改定状況、財務状況等を勘案し、別表を改正することがある。

6 第2項に定める俸給は、年俸制適用職員に対し国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「職員給与規則」という。）を適用する場合にあっては、同規則第2条に定める俸給と見なす。

(グレードの決定方法等)

第5条 新たに採用する年俸制適用職員のグレードは、その者の学歴、免許・資格、職務

経験等を勘案して別に定めるところにより決定する。

- 2 年俸制適用職員が就業規則第11条の規定により昇任したときは、別に定めるところによりグレードを改定する。
- 3 年俸制適用職員が就業規則第12条の規定により降任したときは、別に定めるところによりグレードを改定する。
- 4 学長が特に必要と認める場合は、別に定めるところにより年俸制適用職員のグレードを決定又は改定することができるものとする。

(給与の支給日)

第6条 俸給及び諸手当の支給日については、職員就業規則を準用する。

- 2 業績年俸は、6月30日及び12月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支給)

第7条 年俸制適用職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支給するものとする。

ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条の規定による労使協定及びその他の関係法令に基づき年俸制適用職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その年俸制適用職員に支給すべき給与の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

- 2 年俸制適用職員が申し出た場合は、給与の全部又は一部につき年俸制適用職員名義の預金又は貯金への振込みによって支給することができる。

(非常時の給与支給)

第8条 年俸制適用職員が年俸制適用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、給与の支給を請求した場合には、請求の日までの給与(基本年俸については俸給とする。)を支給する。

(俸給及び諸手当の支給方法)

第9条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇任等によりグレードを改定した者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 年俸制適用職員が退職(死亡による退職を除く。)し、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 年俸制適用職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、若しくは月の末日まで支給するとき以外のとき、又は年俸制適用職員が月の途中において休職・停職にされ、若しくは育児休業、介護休業を始め、若しくは復職した場合におけるその月の俸給は、日割計算により支給する。
- 5 日割計算については、職員給与規則の規定を準用する。
- 6 年俸制適用職員の諸手当の支給にあたっては、職員給与規則の規定を準用する。

(業績年俸の決定方法等)

第10条 業績年俸は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する年俸制適用職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職

し、若しくは職員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した年俸制適用職員についても同様とする。

- 2 業績年俸の額は、それぞれ基準日現在（退職、解雇又は死亡した年俸制適用職員にあつては、退職、解雇又は死亡した日現在。以下この条において同じ。）に在職する年俸制適用職員に対し、基準日現在において受けるべき業績年俸額の2分の1の額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務状況に応じて、次表に定める在職期間別支給割合及び別に定める成績率を乗じて得た額（以下「業績年俸支給額」という。）とする。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条に該当して解雇され又は死亡した年俸制適用職員についても同様とする。

在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 年俸制適用職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、業績年俸は支給しない。
- 一 基準日に在職する年俸制適用職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（職員就業規則第15条第1項第1号又は第3号の規定に該当して休職されている年俸制適用職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（職員就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている年俸制適用職員をいう。）
    - ハ 停職者（職員就業規則第68条第1項第3号の規定により停職にされている年俸制適用職員をいう。）
  - 二 職員就業規則第61条の規定により育児休業（育児部分休業を除く。）をしている年俸制適用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- 二 基準日前1箇月以内に退職し、解雇され又は死亡した年俸制適用職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、解雇され又は死亡した日において前号に該当する年俸制適用職員であつた者
  - ロ その退職し又は解雇された日後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）適用者等となつた者
  - ハ その退職し又は解雇された日後基準日までの間において法人の役員、国の機関又は他の法人等の職員となつた者（法人の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、業績年俸を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある年俸制適用職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。

(諸手当)

第11条 諸手当の額、支給要件等は、職員給与規則を準用する。

2 前項の規定により職員給与規則を準用するにあたっては、教育職員俸給表(一)の額によるものとし、左欄に掲げる年俸制適用職員の職名に応じ、右欄に掲げる職務の級の額をそれぞれ適用する。

職名	職務の級
教授	5級
准教授	4級
講師	3級
助教	2級

3 第1項の規定により職員給与規則を適用するにあたって、勤務1時間あたりの給与額は次条に定める額とする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第12条 勤務1時間あたりの給与額は、職員給与規則を準用する。

(休職者の給与)

第13条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病にかかり職員就業規則第15条第1項第1号により休職(以下この条において「病気休職」という。)にされた場合には、その休職の期間中、これに給与(通勤手当を除く。以下この項において同じ。)の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業補償給付又は障害補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 年俸制適用職員が結核性疾患により病気休職にされた場合には、その休職期間が満2年に達するまでは、これに俸給及び俸給の調整額(以下「基本給」という。)、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び業績年俸支給額のそれぞれ100分の80を支給する。

3 年俸制適用職員が前2項以外の心身の故障により病気休職にされた場合には、その休職期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び業績年俸支給額のそれぞれ100分の80を支給する。

4 年俸制適用職員が職員就業規則第15条第1項第2号により休職にされた場合には、その休職期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給する。

5 年俸制適用職員が国立大学法人岡山大学職員休職規程(平成16年岡大規程第8号。以下「職員休職規程」という。)第2条第1号及び第2号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び業績年俸支給額のそれぞれ100分の70以内を支給する。

6 年俸制適用職員が職員休職規程第2条第5号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び業績年俸支給額のそれぞれ100分の100以内を支給する。

7 年俸制適用職員が職員休職規程第2条第7号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び業

績年俸支給額のそれぞれ100分の70以内（その原因が業務上の災害又は通勤による災害によるものと認められる場合は、100分の100以内）を支給する。

- 8 第2項から前項までの規定による基本給、調整手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（育児休業者の給与）

第14条 職員就業規則第61条の規定により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている年俸制適用職員のうち、第10条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績年俸支給額を支給する。
- 三 年俸制適用職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児短時間勤務年俸制適用職員の給与）

第15条 職員就業規則第61条の規定により育児短時間勤務をする年俸制適用職員の給与については、別に定める。

（介護休業者の給与）

第16条 職員就業規則第62条の規定により年俸制適用職員が介護休業等をする場合は、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第17条 年俸制適用職員が勤務しないとき（職員就業規則第45条の規定により代休日として指定された日を含む。）は、職員就業規則第52条に規定する休暇又は同規則第34条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 当分の間、前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による職員退職規程第1条の2第4項に定める特定病気休暇により、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。以下同じ。）につき、基本給の半額を減ずる。なお、一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、基本給の半額を減ずる。

- 3 前項の規定の適用については、特定病気休暇の期間の末日の翌日から職員退職規程第1条の2第4項に定める実勤務日数が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休

暇を使用した場合における当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は、引き続いてのものとする。

- 4 第2項の規定により、基本給の半額が減ぜられた場合における調整手当及び広域異動手当の算定の基礎となる基本給は、当該半減後の額とし、業績年俸支給額は、第10条第2項に定める基準日現在において受けるべき業績年俸額の2分の1の額とする。

(端数の処理)

第18条 この規則により計算した確定金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(審査の申立て)

第19条 この規則の規定による給与の決定に関して苦情のある年俸制適用職員は、学長に対し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあったときは、学長は、これを審査しなければならない。

3 前項の審査の結果、年俸制適用職員の給与がこの規則の規定に合致しないと認めるときは、学長は、その給与を更正するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、審査の申立て及び審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難しい場合の措置)

第20条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日に、現に職員である者については、第2条の対象者としなない。ただし、学長が必要と認め、当該職員が年俸制適用職員になることについて同意した場合は、この限りでない

3 この規則の施行日前に、施行日以後に職員となることが決定している者又は募集にあたり年俸制適用の対象であることを明示されていない者については、第2条の対象者としなない。ただし、当該者が年俸制適用職員となることについて同意した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

1 この規則施行の日の前日に、既に年俸制適用職員である者については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）  
別紙のとおり



別表 新年俸額表

グレード	年俸額	基本年俸額	業績年俸額	基本年俸月額	想定職名
1	3,644,000	2,604,000	1,040,000	217,000	助教
2	3,792,000	2,712,000	1,080,000	226,000	
3	3,928,000	2,808,000	1,120,000	234,000	
4	4,088,000	2,928,000	1,160,000	244,000	
5	4,246,000	3,036,000	1,210,000	253,000	
6	4,440,000	3,180,000	1,260,000	265,000	
7	4,644,000	3,324,000	1,320,000	277,000	
8	4,814,000	3,444,000	1,370,000	287,000	
9	4,962,000	3,552,000	1,410,000	296,000	
10	5,132,000	3,672,000	1,460,000	306,000	
11	5,246,000	3,756,000	1,490,000	313,000	
12	5,302,000	3,792,000	1,510,000	316,000	
13	5,360,000	3,840,000	1,520,000	320,000	
14	5,416,000	3,876,000	1,540,000	323,000	
15	5,462,000	3,912,000	1,550,000	326,000	
16	5,552,000	3,972,000	1,580,000	331,000	
17	5,620,000	4,020,000	1,600,000	335,000	
18	5,666,000	4,056,000	1,610,000	338,000	
19	5,712,000	4,092,000	1,620,000	341,000	
20	5,780,000	4,140,000	1,640,000	345,000	
21	5,848,000	4,188,000	1,660,000	349,000	
22	5,916,000	4,236,000	1,680,000	353,000	
23	5,950,000	4,260,000	1,690,000	355,000	
24	5,984,000	4,284,000	1,700,000	357,000	
25	6,018,000	4,308,000	1,710,000	359,000	
26	6,052,000	4,332,000	1,720,000	361,000	
27	6,086,000	4,356,000	1,730,000	363,000	
28	6,098,000	4,368,000	1,730,000	364,000	
29	6,132,000	4,392,000	1,740,000	366,000	
30	6,166,000	4,416,000	1,750,000	368,000	
31	6,200,000	4,440,000	1,760,000	370,000	
32	6,222,000	4,452,000	1,770,000	371,000	
33	6,256,000	4,476,000	1,780,000	373,000	
34	6,290,000	4,500,000	1,790,000	375,000	
35	6,314,000	4,524,000	1,790,000	377,000	
36	6,348,000	4,548,000	1,800,000	379,000	
37	4,726,000	3,336,000	1,390,000	278,000	講師
38	4,908,000	3,468,000	1,440,000	289,000	
39	5,078,000	3,588,000	1,490,000	299,000	
40	5,236,000	3,696,000	1,540,000	308,000	
41	5,372,000	3,792,000	1,580,000	316,000	
42	5,520,000	3,900,000	1,620,000	325,000	
43	5,678,000	4,008,000	1,670,000	334,000	
44	5,826,000	4,116,000	1,710,000	343,000	
45	5,962,000	4,212,000	1,750,000	351,000	
46	6,098,000	4,308,000	1,790,000	359,000	
47	6,234,000	4,404,000	1,830,000	367,000	
48	6,358,000	4,488,000	1,870,000	374,000	
49	6,472,000	4,572,000	1,900,000	381,000	
50	6,574,000	4,644,000	1,930,000	387,000	
51	6,654,000	4,704,000	1,950,000	392,000	
52	6,756,000	4,776,000	1,980,000	398,000	
53	6,846,000	4,836,000	2,010,000	403,000	
54	6,926,000	4,896,000	2,030,000	408,000	
55	6,982,000	4,932,000	2,050,000	411,000	
56	7,028,000	4,968,000	2,060,000	414,000	
57	7,062,000	4,992,000	2,070,000	416,000	
58	7,084,000	5,004,000	2,080,000	417,000	
59	7,118,000	5,028,000	2,090,000	419,000	
60	7,130,000	5,040,000	2,090,000	420,000	
61	7,152,000	5,052,000	2,100,000	421,000	
62	7,186,000	5,076,000	2,110,000	423,000	
63	7,198,000	5,088,000	2,110,000	424,000	
64	7,220,000	5,100,000	2,120,000	425,000	
65	7,232,000	5,112,000	2,120,000	426,000	
66	7,254,000	5,124,000	2,130,000	427,000	

グレード	年俸額	基本年俸額	業績年俸額	基本年俸月額	想定職名
67	5,520,000	3,900,000	1,620,000	325,000	准教授
68	5,724,000	4,044,000	1,680,000	337,000	
69	5,916,000	4,176,000	1,740,000	348,000	
70	6,120,000	4,320,000	1,800,000	360,000	
71	6,268,000	4,428,000	1,840,000	369,000	
72	6,404,000	4,524,000	1,880,000	377,000	
73	6,518,000	4,608,000	1,910,000	384,000	
74	6,642,000	4,692,000	1,950,000	391,000	
75	6,756,000	4,776,000	1,980,000	398,000	
76	6,858,000	4,848,000	2,010,000	404,000	
77	6,960,000	4,920,000	2,040,000	410,000	
78	7,062,000	4,992,000	2,070,000	416,000	
79	7,164,000	5,064,000	2,100,000	422,000	
80	7,232,000	5,112,000	2,120,000	426,000	
81	7,300,000	5,160,000	2,140,000	430,000	
82	7,368,000	5,208,000	2,160,000	434,000	
83	7,436,000	5,256,000	2,180,000	438,000	
84	7,492,000	5,292,000	2,200,000	441,000	
85	7,560,000	5,340,000	2,220,000	445,000	
86	7,628,000	5,388,000	2,240,000	449,000	
87	7,674,000	5,424,000	2,250,000	452,000	
88	7,708,000	5,448,000	2,260,000	454,000	
89	7,730,000	5,460,000	2,270,000	455,000	
90	7,742,000	5,472,000	2,270,000	456,000	
91	7,776,000	5,496,000	2,280,000	458,000	
92	7,798,000	5,508,000	2,290,000	459,000	
93	6,992,000	4,872,000	2,120,000	406,000	教授
94	7,128,000	4,968,000	2,160,000	414,000	
95	7,230,000	5,040,000	2,190,000	420,000	
96	7,354,000	5,124,000	2,230,000	427,000	
97	7,456,000	5,196,000	2,260,000	433,000	
98	7,570,000	5,280,000	2,290,000	440,000	
99	7,694,000	5,364,000	2,330,000	447,000	
100	7,796,000	5,436,000	2,360,000	453,000	
101	7,920,000	5,520,000	2,400,000	460,000	
102	8,034,000	5,604,000	2,430,000	467,000	
103	8,136,000	5,676,000	2,460,000	473,000	
104	8,248,000	5,748,000	2,500,000	479,000	
105	8,362,000	5,832,000	2,530,000	486,000	
106	8,464,000	5,904,000	2,560,000	492,000	
107	8,554,000	5,964,000	2,590,000	497,000	
108	8,656,000	6,036,000	2,620,000	503,000	
109	8,746,000	6,096,000	2,650,000	508,000	
110	8,848,000	6,168,000	2,680,000	514,000	
111	8,928,000	6,228,000	2,700,000	519,000	
112	8,996,000	6,276,000	2,720,000	523,000	
113	9,074,000	6,324,000	2,750,000	527,000	
114	9,120,000	6,360,000	2,760,000	530,000	
115	9,154,000	6,384,000	2,770,000	532,000	
116	9,210,000	6,420,000	2,790,000	535,000	
117	9,244,000	6,444,000	2,800,000	537,000	
118	9,278,000	6,468,000	2,810,000	539,000	
119	9,290,000	6,480,000	2,810,000	540,000	
120	9,324,000	6,504,000	2,820,000	542,000	
121	9,960,000	6,474,000	3,486,000	539,500	特例加算（学長の認めたものに限る）
122	10,200,000	6,630,000	3,570,000	552,500	
123	11,160,000	7,254,000	3,906,000	604,500	
124	12,120,000	7,878,000	4,242,000	656,500	
125	13,080,000	8,502,000	4,578,000	708,500	
126	14,040,000	9,126,000	4,914,000	760,500	
127	15,000,000	9,750,000	5,250,000	812,500	
128	16,200,000	10,530,000	5,670,000	877,500	
129	17,160,000	11,154,000	6,006,000	929,500	
130	18,120,000	11,778,000	6,342,000	981,500	
131	19,080,000	12,402,000	6,678,000	1,033,500	
132	20,040,000	13,026,000	7,014,000	1,085,500	